

福知山市議会基本条例第10条の議決事項となる計画等

福知山市議会基本条例

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく、代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考慮の上、次のとおり定める。ただし、法律に定めのない計画等については、各所管の常任委員会等で調査及び研究する。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。ただし、行政内部の管理にかかる計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。

第10条第1号の規定による議決事項

	名 称	審査方法
1	福知山市総合計画 (基本構想及び基本計画)	特別委員会設置 付託審査

第10条第2号の規定による議決事項

	名 称	審査方法
1	福知山市子ども子育て支援事業計画 (現次世代育成支援行動計画)	所管常任委員会 付託審査
2	福知山市障害者計画	所管常任委員会 付託審査
3	福知山市人権施策推進計画	所管常任委員会 付託審査
4	福知山市地域公共交通網形成計画	所管常任委員会 付託審査
5	福知山市農山村活性化計画	所管常任委員会 付託審査
6	福知山市地域福祉計画	所管常任委員会 付託審査
7	福知山市水道ビジョン	所管常任委員会 付託審査
8	福知山市下水道ビジョン	所管常任委員会 付託審査
9	福知山市都市計画マスタープラン	所管常任委員会 付託審査
10	福知山市一般廃棄物処理基本計画	所管常任委員会 付託審査

(平成26年12月1日 議会改革検討会議決定)

(平成28年1月15日 〃 追加確認) 第2号4